

2024 年 5 月

使用責任者・指揮命令者 各位

社会人パートタイム労働者 各位

人事部人事課

社会人パートタイム労働者の退職に関する一部規程改正について（お知らせ）

標記の件につきまして、「学校法人神奈川大学社会人パートタイム労働者規程」の一部が改正となり、2024 年 4 月 1 日より満 65 歳を迎える雇用の取り扱いが下記のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。

記

- ・対象規程：学校法人神奈川大学社会人パートタイム労働者規程
- ・該当箇所：(退職) 第 10 条 4 項
(変更前) 満 65 歳の誕生日の前日の属する月の末日
(変更後) 満 65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日が到来したとき。

以上

<問合せ先>

担 当：人事部 管理デスク（内線 2175・2176）

又は 人事部 人事課 大野・山田

（内線 2086・2080）

T E L： 045-481-5661

Email： jinji-arbeit01@kanagawa-u.ac.jp